

令和元年度米子市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

この調達方針は、市長の事務部局、米子市水道局及び教育委員会事務局の課（課に相当するものを含む。）、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局並びに農業委員会事務局（以下「適用部署」という。）に適用する。

3 対象となる障がい者就労施設等

障がい者就労施設等は次の施設として、物品等の調達が可能な施設を対象とする。

(1) 障がい者福祉サービス事業所等

障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

(2) 企業等（障がい者を多数雇用している企業等）

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用法人

(3) 在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の主な対象品目

(1) 印刷（名刺・封筒・はがき・ポスター・冊子などの印刷など）

(2) データ集計・入力（アンケート等のデータ入力・集計作業、グラフ作成など）

(3) テープおこし（各種会議・講演会などの録音テープ等からテキストデータを入力する作業）

(4) 清掃（建物内の清掃・ワックスがけ、公園などの清掃作業など）

(5) 除草・芝管理等（個人の庭園、公園・畑などの除草作業、芝生や花壇の管理）

(6) 箱折・袋入・シール貼り（箱折り、印刷物折り、宛名・修正シール貼り、DMの封入作業など）

(7) 衣類・縫製関係（衣類の洗濯・アイロン・たたみ作業、糸切り、検針作業）

(8) その他（分別・解体作業、観葉植物のリースなど）

5 障がい者施設等からの調達目標

令和元年度に本市が達成すべき優先調達の目標を、以下のとおり定める。

優先調達の目標額 17,835,000円

(各適用部署の目標額)

適用部署名	目標額 (円)
総務部(会計・委員会含む)	747,000
総合政策部	1,352,000
市民生活部	1,970,000
福祉保健部	4,314,000
経済部	840,000
都市整備部	695,000
下水道部	1,140,000
淀江支所	2,357,000
議会事務局	110,000
教育委員会事務局	3,628,000
水道局	682,000
合計	17,835,000

6 調達の推進方法

(1) 障がい者施設等の情報の提供等

福祉保健部障がい者支援課は、優先調達の推進のため、随時庁内LAN掲示板等により注意喚起や障がい者就労施設等が提供可能な物品等の情報提供を行う。

さらに、より有効な調達を行うため、米子市が業務上必要な物品、役務等についてのニーズを障がい者就労施設へ情報提供し、新たな商品の開発や取扱、事業の拡大などを促進するため、鳥取県障害者就労事業振興センターなどと連携を行う。

(2) 適用部署の役割

適用部署においては、イベント、キャンペーン等の啓発用物品や記念品、軽食の活用などあらゆる機会を捉えて発注を行うよう十分に検討する。

また、単独の事業所では受注が困難な場合等を勘案し、共同受注窓口を活用するなど、積極的に受注機会の増加を図る。

7 調達方針及び実績の公表等

(1) 本市における障がい者施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。

(2) 年度の終了時点においては、調達実績を取りまとめその概要を市ホームページ等により公表するとともに、次年度の調達方針に反映をする。